

長野県がん先進医療ローン商品概要説明書

平成 26 年 10 月 20 日現在

商品名	長野県がん先進医療ローン
ご利用 いただける方	次のすべての条件を満たしている方 (1) 満 20 歳以上の方 (2) 安定継続した収入がある方 (3) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4) 長野県から「がん先進医療費利子補給制度」で承認を受けられた方 (5) 当金庫の会員となれる方 ◆ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ◆ 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが可能です。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。
お使いみち	・ 国が先進医療と認めたがん治療を目的とした治療費
ご融資金額	・ 300 万円以内(1 万円以上 1 万円単位) ただし長野県が発行する「がん先進医療費利子補給金交付事業」にかかる「承認決定通知書」に記載された対象融資限度額を上限とします。
ご融資期間	・ 3 ヶ月以上 7 年以内
ご融資利率	・ 固定金利 5.5% (保証料 0.25%を含む)
ご返済方法	・ 毎月元利均等または元金均等割賦返済 ・ ご融資金額の 50%までボーナス月加算返済もできます。 ・ 具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。
保証人・担保	・ しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
手数料・保証料	・ 0.25%融資利率に含まれます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室(9時～17時、電話：0120-114-943)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。 ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決に当たります。 例)長野県弁護士会で現地調停を行う。 ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例)愛知県弁護士会に移管調停する。
その他	・ お申込み時には、長野県が発行する「がん先進医療費利子補給制度」の制度利用にかかる「承認決定通知書」が必要となります。 ・ 利子支払額について、申請のうえ長野県から補給を受けることができます。 ・ 審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。